

○国土交通省告示第千四百五号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十二号）第十一条第三項の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十一月二十七日 国土交通大臣 赤羽 一嘉

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する告示

（一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款の一部改正）

第一条 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和四十八年運輸省告示第百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（運送の引受け及び継続の拒絶）</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> 旅客が第4条の3第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき。</p> <p><u>(9)～(12)</u> (略)</p> <p>(手回品の持込み制限)</p> <p>第4条の3 旅客は、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。</p> <p>2 当社は、旅客の手回品（旅客の携行する物品をいう。以下同じ。）の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。</p> <p>3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の持込みを拒絶することがあります。</p> <p>4 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持込みを拒絶することがあります。</p> | <p>（運送の引受け及び継続の拒絶）</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(8)～(11)</u> (略)</p> <p>(新設)</p> |

（一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款の一部改正）

第二条 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和六十二年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（運送の引受け及び継続の拒絶）</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> 旅客が第4条の2第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき。</p> <p><u>(9)～(12)</u> (略)</p> <p>(手回品の持込み制限)</p> <p>第4条の2 旅客は、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。</p> <p>2 当社は、旅客の手回品（旅客の携行する物品をいう。以下同じ。）の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。</p> <p>3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の持込みを拒絶することがあります。</p> <p>4 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持込みを拒絶することがあります。</p> | <p>（運送の引受け及び継続の拒絶）</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(8)～(11)</u> (略)</p> <p>(新設)</p> |

附 則

この告示は、令和二年十一月二十七日から施行する。